

ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて (水質規制部会報告素案)

ほう素等3項目に係る排水基準と経過措置

平成13年7月 国は、水質汚濁防止法に基づき、ほう素等3項目に一律排水基準を設定。ただし、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難な業種に暫定排水基準を設定。暫定排水基準を平成16年7月、平成19年7月に改正し、現在21業種に設定(適用期間は平成19年7月1日～平成22年6月30日)。
 平成14年3月 府は、水質汚濁防止法に基づく排水基準設定を受けて上乗せ条例等を改正し、上乗せ排水基準、生活環境保全条例の排水基準を設定。ただし、一部業種に暫定排水基準を設定。平成17年4月に暫定排水基準を改正し、現行の暫定排水基準は平成20年3月31日で適用期限を迎える。

【ほう素等3項目に係る法及び条例に基づく一律排水基準】

項目		排水基準		参考 環境基準
		水質汚濁防止法	上乗せ条例及び生活環境保全条例	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mg/L	1mg/L	1mg/L
	海域に排出されるもの		230mg/L	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
	海域に排出されるもの		15mg/L	
アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100mg/L	10mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として10mg/L

【ほう素等3項目に係る経過措置】

暫定排水基準設定業種区分数
 上水道水源地域
 ほう素 2業種(2区分)
 ふっ素 2業種(2区分)
 アンモニア等 5業種(6区分)
 海域
 ほう素 9業種(10区分)
 ふっ素 4業種(4区分)
 上記以外
 ふっ素 4業種(4区分)
 適用期限 平成20年3月31日

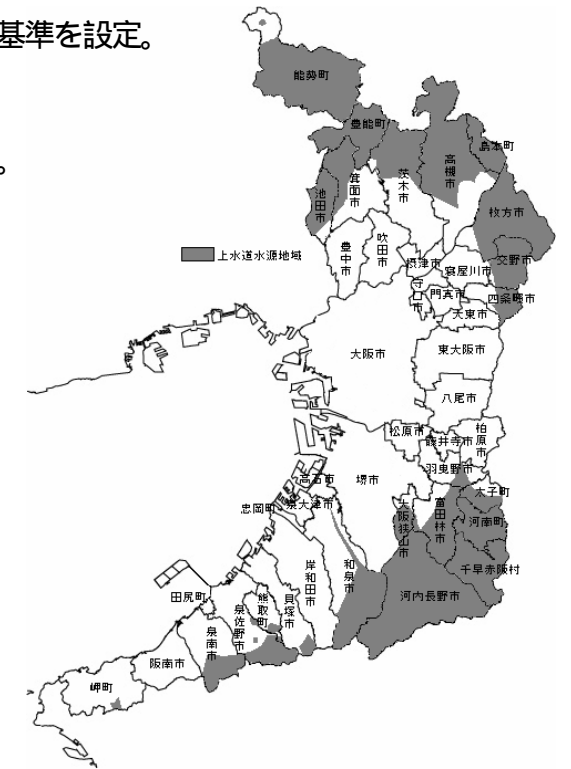


図 上水道水源地域図

経過措置の見直しの考え方

ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しに当たっては、以下に掲げる考え方を基本として、排水実態や処理技術の動向、公共用水域の検出状況等を踏まえつつ、検討を行った。

- 考え方1: 上水道水源地域には上水道水源保護の観点から原則として上乗せ基準の適用を検討する。
- 考え方2: 海域については、ほう素及びふっ素に係る環境基準は適用されないが、人為的な排出による海域での濃度上昇を抑制するため、陸域に適用する基準と同様の基準を適用する。
- 考え方3: 上水道水源地域及び海域以外の公共用水域については、一定の水準を保ちつつ、水濁法と同様の暫定排水基準を適用する。
- 考え方4: 生活環境保全条例に基づく届出事業場に適用する暫定排水基準については、特定事業場と同様の排水基準を設定する。
- 考え方5: 今回設定する暫定排水基準については、一定の適用期間を設定して、適切な見直しを行う。

上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく経過措置の見直し案

上乗せ条例に基づく暫定排水基準

項目	業種(既設)	暫定排水基準		上乗せ基準	水濁法排水基準
		H20.3.31まで	H20.4.1から		
ほう素	電気めっき業	10	2	1	10
	ほう酸製造業	10	廃止(1)		
ふっ素	電気めっき業	8	廃止(0.8)	0.8	8
	畜産農業	900	900		
アモニア等	食料品製造業	日平均排水量30m ³ 以上のもの	40	10	100
		日平均排水量30m ³ 未満のもの	100		
	金属製品製造業	日平均排水量30m ³ 以上のもの	25		
		日平均排水量30m ³ 未満のもの	100		
下水道業	25	20			
し尿処分量	化学処理を行うもの	100	30		
	化学処理を行うものを除く	30	20		

注) 単位 mg/L。「廃止(1)」、「廃止(0.8)」は、暫定排水基準を廃止し、上乗せ基準 1mg/L、0.8mg/L をそれぞれ適用することを示す。

生活環境保全条例に基づく暫定排水基準 水濁法や上乗せ条例に基づく暫定排水基準の見直しを受け6業種7区分で廃止、14業種14区分で強化
 適用期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日(3年間) 猶予期間は設定しない。

上水道水源地域の見直し 上水用の原水の取水がなくなった1地域(茨木市内の佐保川の上流域)について対象から除外

海域
 ほう素 : 9業種(10区分)
 ・ほう酸製造業
 100mg/L 80mg/L
 ・他の8業種(9区分)
 現行基準を延長して適用
 ふっ素 : 4業種(4区分)
 現行基準を延長して適用
 上水道水源地域・海域以外
 ふっ素 : 4業種(4区分)
 現行基準を延長して適用